

入退院に伴う医療機関とケアマネジャーとの情報共有ルール

—大分県中部医療圏域版—

2015年4月運用開始
2017年11月27日改訂

情報共有ルール

高齢者とその家族が、安心して在宅生活を送れる体制を整えるため、医療機関(産科・小児科を除く)とケアマネジャーが情報共有する手順とタイミングを定めたもの。

- ・入院時に連絡をする
- ・退院の目処がいたら連絡をする

退院に向けて

カンファレンスや連携シート等で共有し、本人が安心して在宅等に戻れるよう支援。

おじいちゃんが帰ってきたらこんな生活になるよ。気をつけるのは____だよ。



医療関係者

共有



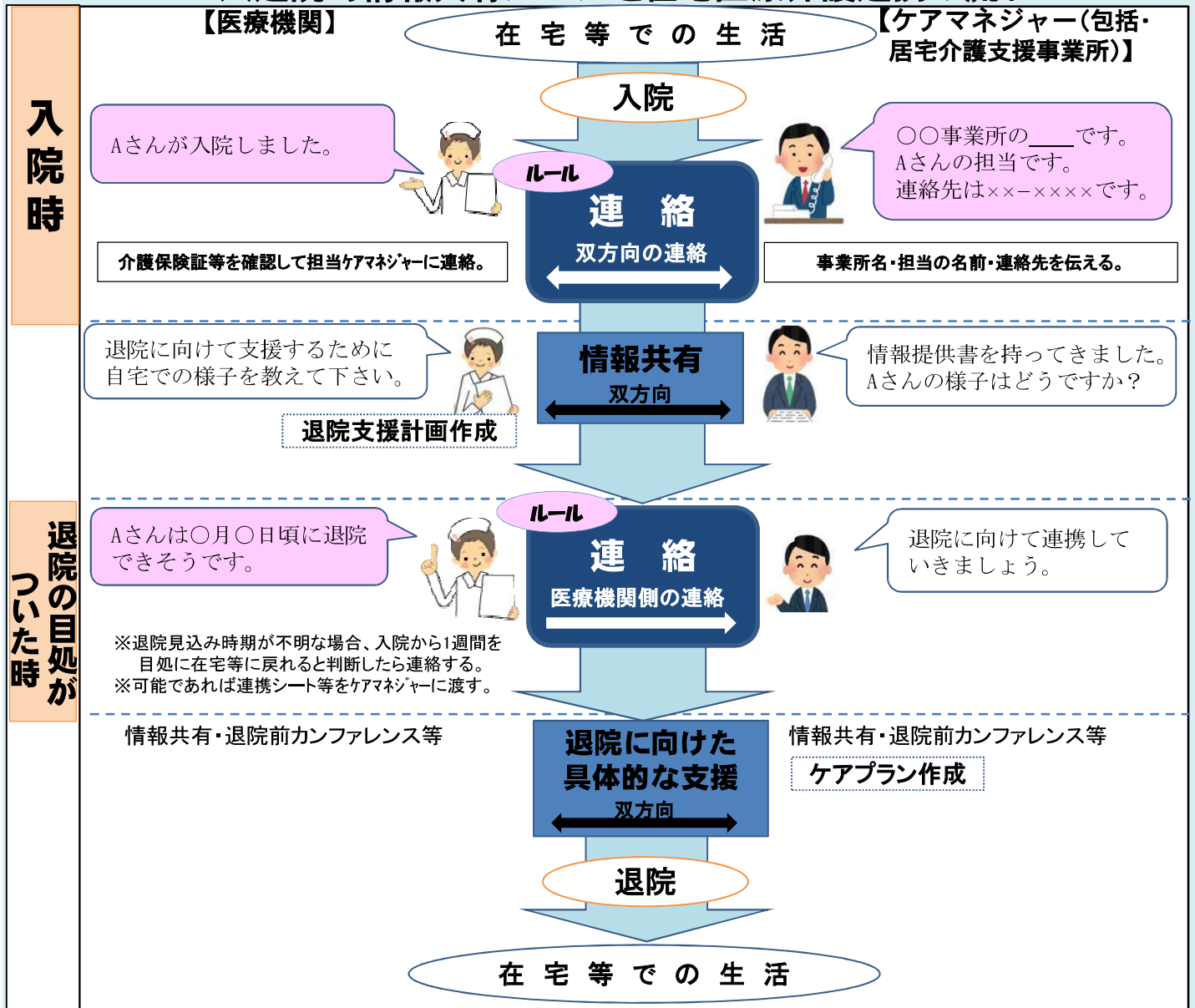
家族

共有



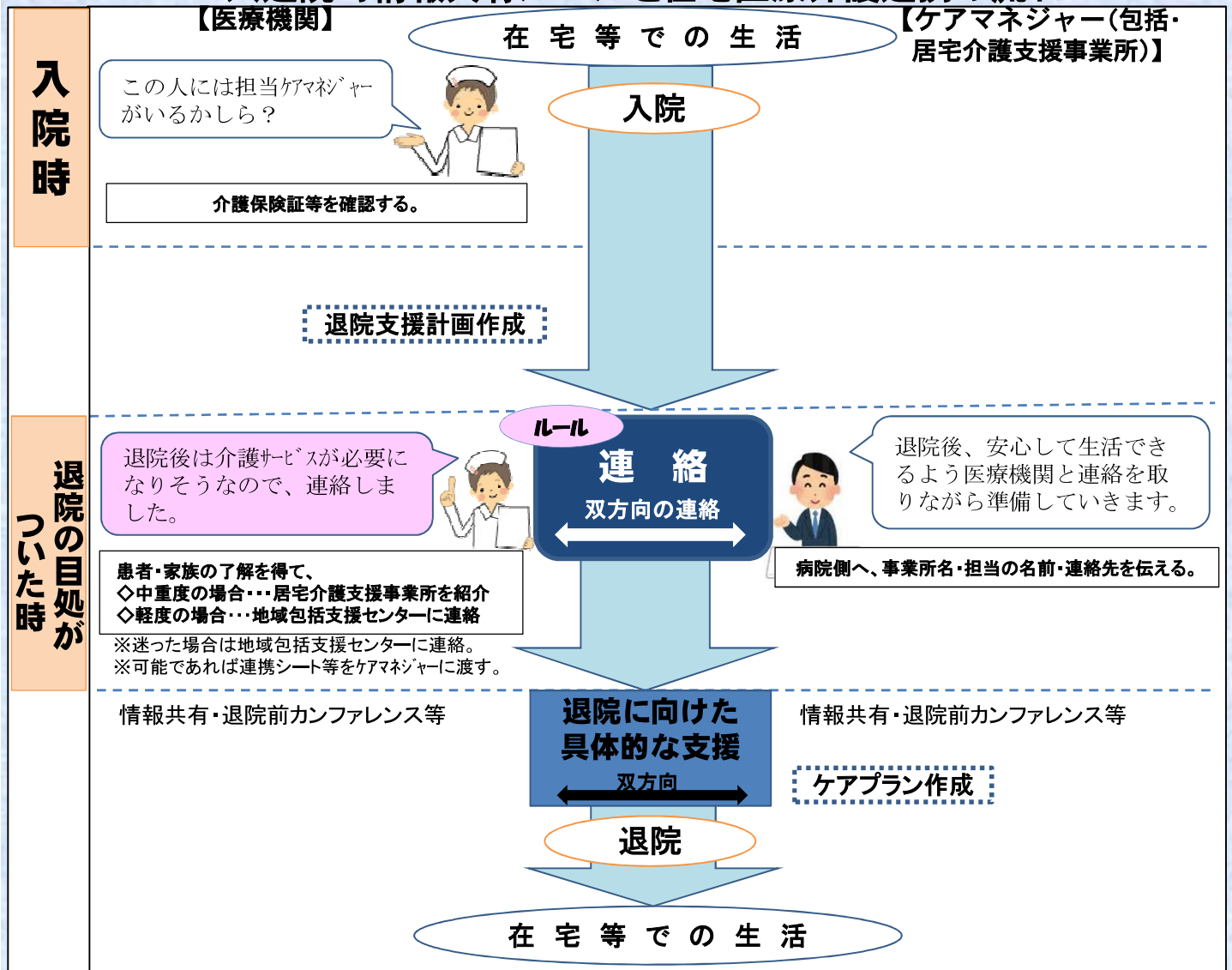
介護関係者

入退院時情報共有ルールと在宅医療介護連携の流れ



入退院に伴う医療機関とケアマネジャーとの情報共有ルール — ケアマネジャーがない場合 —

入退院時情報共有ルールと在宅医療介護連携の流れ



情報共有が必要な患者の基準

1. 必ず退院時の情報共有が必要な患者 (介護認定にて要介護の可能性あり)

- ・立ち上がりや歩行に介助が必要
- ・食事に介助が必要
- ・排泄に介助が必要、あるいは、ポータブルトイレを使用中
- ・日常生活に支障を来すような症状がある認知症(疑いを含む)
- ・(ADLは自立していても)がん末期
- ・新たに医療処置(経管栄養、吸引、バルーンカテーテル留置など)が追加

1項目でも該当すれば(重度も含めて) ⇒ 居宅介護支援事業所へ連絡

2. 上記以外で退院時の情報共有が必要な患者 (介護認定にて要支援の可能性あり)

在宅では、独居かそれに近い状態で、服薬管理、調理や掃除など身の回りのことに介助が必要
⇒ 地域包括支援センターへ連絡